

めひかり☆パトロール実施中

いわき労働基準監督署・(一社)いわき労働基準協会合同パトロール

第74回全国労働衛生週間

2023(令和5)年10月1日～7日 準備期間9月1日～30日

スローガン

目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場

- ◎ 健康相談など産業保健活動を進めよう！
- ◎ ストレスチェックでメンタルヘルス推進！
- ◎ 高年齢労働者の健康づくりに取り組もう！
- ◎ 働き方改革で過重労働による健康障害防止
- ◎ 熱中症を防ごう！クールワークキャンペーン実施中
- ◎ 化学物質を正しく管理！
- ◎ 仕事中の腰痛を予防しよう！
- ◎ 転倒災害を防止しよう！
- ◎ 治療と仕事の両立への取り組み支援を！

いわき労働基準監督署長からひとこと

企業代表者様・安全担当者様

企業トップ・幹部が自ら衛生管理状況を点検し、従業員がいきいきと働くことができるよう、健康の確保改善と職場環境の向上に取り組みましょう！

ご安全に！！



チューイ カン吉

いわき労働基準協会ホームページ「労基署通信」で最新情報を発信しています

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



(出典：令和4年労働安全衛生調査)

- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いいたします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら

